

# 11. 20 公契約条例を学ぶ旭川市民集会

## 旭川市公契約条例を発展させて、暮らし・働き続けられる地域づくりを

みなさんは公契約条例をご存じでしょうか。自治体が発注する仕事（建設工事、委託事業、指定管理事業など）の発注条件の適正化を通じて、受託事業者の経営やそこで働く人たちの労働条件の改善、そして、公共サービスの質の向上を目指す条例です。厳しい発注条件で受託事業者の経営や労働条件が悪化していることをうけて、全国各地で制定が目指されています。条例ですから自治体のルールです。

じつは 2016 年 12 月に、道内初となる公契約条例が旭川市で制定されているのを、ご存じでしょうか。条例に実効性をもたせていくことはこれからの課題なのですが、条例の附則では、条例制定後 2 年の間にきちんと検証をすることが掲げられており、まさに今その作業が行われているのです。

私たちは、公契約条例を旭川市に制定させようと活動をしてきました。このたびは、公契約条例の定着、そして、一層の発展を求めて、市民集会を開催します。公契約条例ってそもそも何だろう？ という方もぜひお集まりください。人口流出が深刻な今、暮らし・働き続けられる地域づくりを一緒に考えていきませんか。

### 報告（予定）

- 旭川市の公契約・公契約条例はいまどうなっているか
- 公契約条例が制定された自治体ではどんな効果がみられるか など

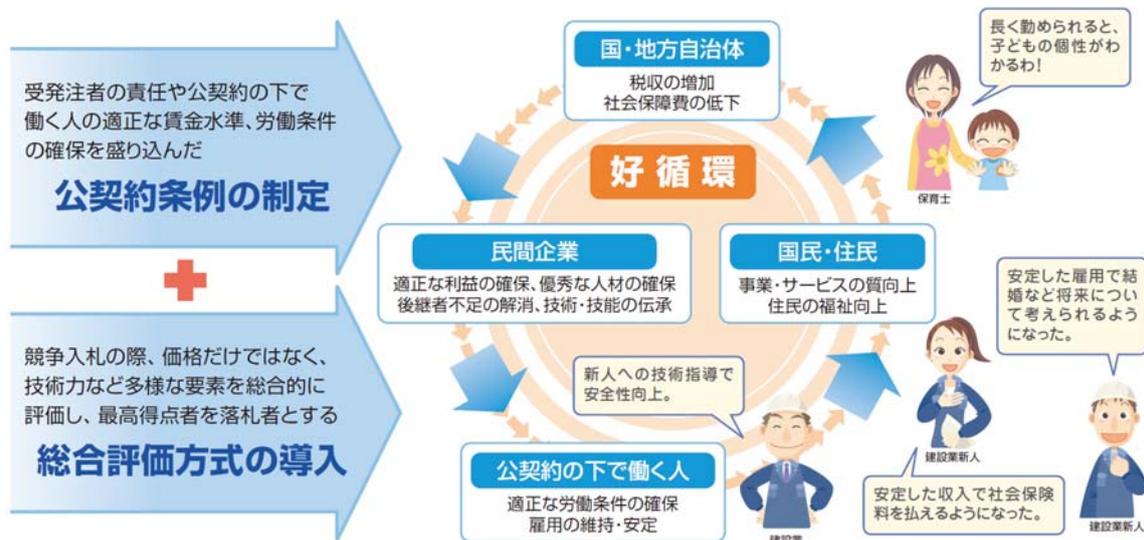
日時 2018 年 11 月 20 日（火） 開場 18 時 開演 18 時 30 分～

場所 勤労者福祉会館大会議室

主催 公契約条例を学ぶ旭川市民集会 実行委員会

（構成団体）旭川ワーキングプア研究会、旭川弁護士会、連合旭川、全建総連旭川建設ユニオン、

自治労旭川市職、自治労上川地本、旭労連、建交労旭川支部、NPO 法人建設政策研究所北海道センター



出所：連合パンフレットより。